桜井市協働推進指針

平成 24 年 4 月

桜井市・桜井市協働推進会議

目次

はじめに	-		• •	• •	• •	• •	• •	• 1
第 1 章	なぜ協働が必要か					• •		• 2
	1 †	協働が必要とされる背景			• 2			
	2 ī	市の現状と課題			• 2			
	3 †	協働により期待される効果			• 3			
第 2 章	協働の	D基本事項				• •		• 4
	1 ī	市民と行政との協働とは			• 4			
	2 †	協働の主体			• 4			
	3 †	協働の範囲と形態			• 5			
第 3 章	協働る	を推進するために				• •		• 7
	1 †	協働する際の留意点			• 7			
	2 †	協働の約束事			• 7			
	3 }	活動段階ごとの市民と行政の取り組み			. 8			
	4 †	協働を推進するための具体的な施策			• 10)		

はじめに

近年の地方分権の流れや、急速な社会状況の変化に伴い、これまで主に行政により提供されてきた公共サービスだけでは、市民ニーズに対応しきれない状況がでてきています。

このような状況のなか、市民にとって暮らしやすいまちづくりのためには、市民と行政がお互いの立場を理解し、信頼しあいながら対等なパートナーシップを構築し、地域課題の解決などに取り組んでいくことがますます重要となっています。

そこで、桜井市では第 5 次総合計画で、「協働によるまちづくり」を大きなテーマに掲げ、取り組むことといたしました。

協働によるまちづくりを推進していくために、まずは市民と行政が協働に関する考え方を整理、共有し、ともに理解を深める必要があることから、学識経験者、市民活動団体、公募市民など 16 名で構成された「桜井市協働推進会議」と、市の職員 16 名で構成された「庁内職員ワーキングチーム」が「協働」し、検討を重ねて原案を作成しました。この案をもとに、パブリックコメントを実施し、ここに示す「桜井市協働推進指針」を策定いたしました。

この指針は、桜井市の協働によるまちづくりを進めていくための基本的な考え方をまとめたものです。

第1章 なぜ協働が必要か

1 協働が必要とされる背景

今、なぜ協働が必要とされてきているのでしょうか。それには次のような背景が考えられます。

(1)市民ニーズの多様化

近年、少子高齢化や人口減少の進展、長引く景気の低迷など私たちを取り巻く 社会状況は大きく変化しており、市民一人ひとりのライフスタイル(生活様式) や価値観が多様化するなか、求められる公共サービスのすべてを行政のみで提供 することに限界が出てきています。

(2) まちづくり意識の高まり

ライフスタイルなどの変化により、核家族化や個人主義、非定住化が進み、これまでの家庭や近所のつながり、助けあいといったものが大きく変わり、世代間 交流の場も少なくなり地域におけるつながりなども薄れてきました。

しかし、その一方で、多くの分野でボランティア、NPOなどの存在や役割が広く社会に認識されてきたことにより市民の社会参加意識や、まちづくりへの関心が高まりつつあります。

2 市の現状と課題

現在、高齢化・少子化社会への対応、個性的な地域社会の形成などの課題に対応するため、地方分権型の社会構築が進められており、これからのまちづくりは、より身近なところで市民が中心となって進めることが求められてきています。

このようななか、市民の活動においても、観光や交流、環境、福祉、教育などの分野で、個人や自治会などの地縁団体、NPOなどによるまちづくりの活動が各地で積極的に取り組まれています。さらには、地域住民が自ら地域の課題や解決方法を話し合うプラットフォーム(活動の基盤)作りの取り組みなど、「協働」を意識した活動も始まっています。

また、市においても、環境や福祉、公共施設管理など、様々な分野で市民の協力を 得ながらまちづくりに取り組んでいます。

しかし、このようなさまざまな活動の情報や、そこで出てきた課題や解決方法のアイデアなどを共有したり、自分たちの活動に生かしたりできるような仕組みはまだ十分ではありません。

今後は、こういった「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもとに取り組むまちづくり活動やボランティア活動を支援するしくみをつくることが必要です。また同時に、まちづくりの活動への参加者を増やしていくことや、地域の課題解決に向けた新たなまちづくりの活動を広げていくことで、地域や活動団体がもともと持っている力を十分に発揮できるようにしていく必要があります。

3 協働により期待される効果(協働する意義)

市民と行政が協働のまちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待されます。

(1)市民にとっての効果

自治意識の醸成

市民が、地域の課題に主体的に関わることで、自らが地域のことを考え、 解決していこうとする自治意識の向上につながります。

地域力の向上

市民が自分たちで地域の課題を話し合い、自ら解決していくことで一体感が生まれ、地域活動が活発になるとともに、地域の力が高まります。

(2) 行政にとっての効果

公共サービスの向上

行政は、市民と協働することで、市民ニーズに合った、よりきめ細かな対応が可能となり、効果的な公共サービスの提供につながります。

効率的な行政経営

既存事業の見直しに市民の視点を取り入れることで、経済性、有効性、効率性を追求した行政経営が可能となり、新たな事業の創出にもつながります。

(3) 双方にとっての効果

満足度の高いまちづくりの実施

事業の計画、企画段階から市民の意見を取り入れ、反映することで、市民・ 行政共に満足が得られるまちづくりを進めることができます。

第2章 協働の基本事項

桜井市を取りまく環境の中で、協働を推進するにあたっての基本的な事項をまとめてあります。とくに協働とはどういったものなのか理解を深めることを目的としています。

1 市民と行政との協働とは

協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が同じ考え方のもと、さまざまな課題の解決に向け取り組むことが大切です。そこで、次のとおり、協働の考え方を整理し、市民と行政がこの考え方を共有しながら、取り組むこととします。

桜井市における協働とは

公共の主体である市民、行政それぞれが責任をもって行動するとともに、 相互に力を出し合い将来像()の実現を目指していく行動のあり方のこと

将来像とは、第5次桜井市総合計画に示されている将来都市像、都市構造の目標像と市民生活の 目標像のことを指しています。

2 協働の主体

桜井市における市民と行政との協働のまちづくりを担う主体は、次のように考えられます。

市民

個人:市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人・市民活動や

事業活動を行っている人

地域団体: 自治会、町内会、子ども会、消防団など

市民活動団体 : 共通のテーマによって組織された団体やボランティア

グループ、NPO法人(1)など

事業者 : 商工会、社会福祉協議会、農業協同組合等各種組合、

市内外の企業など

学校等:保育所・幼稚園・小・中学校、高等学校、大学など

行 政

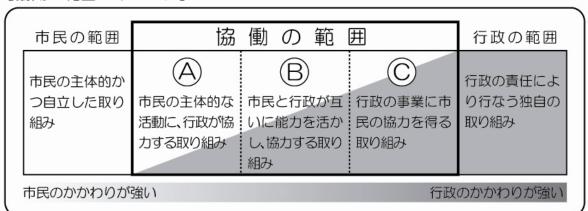
桜井市、県、国

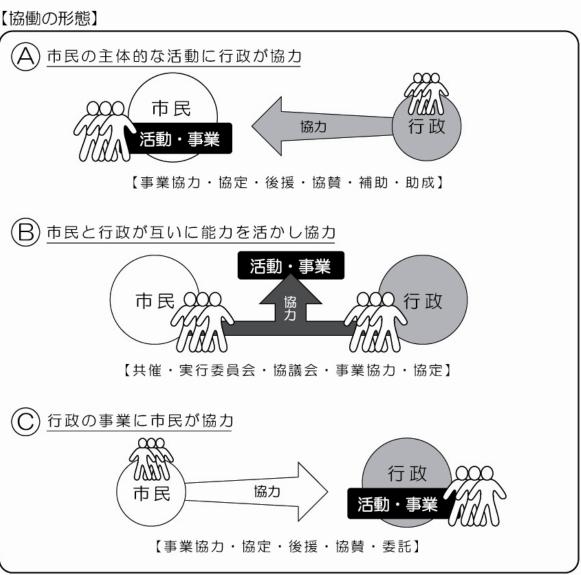
参考 1:「NPO (Non Profit Organization)」は、日本では「民間非営利組織」と訳されます。法人格の有無に関わらず、一定の目的を持って公益的な活動を行う団体のことを指します。また、「特定非営利活動促進法」に基づき認定された団体のことを「NPO法人 (特定非営利活動法人)」といいます。

協働の範囲と形態

協働の範囲は、市民が取り組んでいる公益性のある活動と行政が行っている施策や 事業が一致している範囲となります。イメージ図では市民の活動範囲と行政の活動範 囲が重なり合う部分が協働の範囲です。

【協働の範囲のイメージ】





【協働の取り組み例】

この指針で想定している、協働の取り組みイメージと、事例の一部を以下に示しました。まちづくりにおける協働の取り組みは多様であり、また将来まったく新しい取り組みが生まれてくることも考えられます。

今後も活動を続けながら協働の取り組みとはどのようなものであるかを市民と行政 が認識を共有できるよう整理し続けることが必要です。

多様な価値観への対応

市民一人ひとりの価値 観にあった学びや文化 活動など、いきがいづ くりのための取り組み

社会の変化への対応

時代とともに変化する 生活習慣や社会のしく みによって新たに出て くる市民ニーズに対応 、するための取り組み

協働の取り組み イメージ

安全・安心を守る きめ細やかな対応

個別に細やかな対応が 必要な課題や、いざと いうときのために備え る取り組み

まちづくりへの幅広い 市民意見の反映

施策の計画・立案等に、 幅広い市民の意見を反 映させることで、満足 度の高いまちづくりを 進める取り組み

市民の共有財産の管理と活用

道路や公園、公共施設など、みんなで使うもの(市民の共有財産)の維持管理やより良い活用の取り組み

桜井市における協働の取り組み事例

点訳、手話通訳、音声録音ボランティア 活動

地域の高齢者、子どもの見守り活動

三輪まちづくり会議

泊瀬門前町における景観まちづくり事業 本町通とその周辺の未来に取り組む住民

会議

山野草の里づくり活動

市民参加による道路や河川清掃

ごみの分別・収集

地域にある公園の清掃・管理

指導者バンクを活用した生涯学習の支援

観光ボランティアによる現地ガイド

自主防災活動

朝倉台における協働型の地域社会づくり

活動

大和さくらい万葉まつり

人権フェスティバル

つどいの広場などによる子育て支援活動

この他にもたくさんの協働が行われていますが、「協働」をわかりやすくするために一部 の事例を紹介しています。

第3章 協働を推進するために

1 協働する際の留意点

協働は、それ自体が「目的」ではなく、事業や課題の解決のための一つの「手段」です。それぞれの組織が独自に取り組んだ方が効果的な場合もありますので、協働にあたっては、その効果を十分に検討して進める必要があります。また、協働は助け合いの精神のもと進めるもので、個々に都合があることも踏まえ、「自分もやってみようと思う人」が中心となって、皆が参加しやすいように無理強いや押しつけにならないような配慮が必要となります。

2 協働の約束事

市民と行政が協働を推進するにあたっては、次のようなことをお互いが理解した上で進めることが大切です。

情報公開・共有

- ・協働する主体は、それぞれの活動の情報を公開し、共有しましょう。
- ・プライバシーの侵害にならないようにしましょう。とくに個人情報の取り扱いに 気をつけましょう。

相互理解

- ・協働する主体は、互いの特性を理解し、信頼関係を築くことが大切です。無責任な 批判(非難)をせずお互いの立場を尊重し相手の立場になって考えましょう。
- ・すぐNOと言わない。少数意見にも耳を傾け、共に考えましょう。

目的・目標の共有

・一緒に取り組む人は、目的、目標、イメージを共有しましょう。

自主性・自立性の尊重

・協働では、各主体が自立して取り組むことが大切です。まずは自分たちだけででき ないか考え、相手におしつけず自分たちですべきことにしっかりと取り組みましょう。

対等の関係

- ・協働する主体は、上下関係や依存関係ではなく、対等の立場で話し合いましょう。
- ・互いの能力や持っている資源(組織の規模、資金、権限等)が違っても意見や考え方 を尊重しあいましょう。

役割分担の明確化

・協働する主体は互いの特性を発揮できるよう、役割を明確にして分担しましょう。

課題整理・改善

・協働はやって終わりではなく、その際の課題などを整理することが大切です。改善点 を話し合うことにより、次の協働につなげましょう。

3 活動段階ごとの市民と行政の取り組み

協働の考え方をふまえて協働でまちづくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、主体的に取り組むことが大切です。

ここでは、活動の段階ごとに市民、行政それぞれに期待される取り組みを示しています。

(1)市民に期待される取り組み

協働を推進していくために、市民は以下のようなことに取り組むことが期待されます。

情報収集・発信

- ・自分たちのまちづくりに必要な情報に関心をもちましょう。
- ・得意なことや、興味のある情報を積極的に収集・発信しましょう。
- ・日頃から、隣近所、地域とのつながりを大事にし、コミュニケーションをとりましょう。
- ・地域で活動する組織(自治会、ボランティアサークル、スポーツクラブ、趣味のサークルなど)に積極的に参加しましょう。
- ・地域で活動する組織の方は、誰もが参加しやすい運営を心がけましょう。

企画立案

- ・行政と課題を共有し、共に企画立案していきましょう。
- ・各地域のニーズに合った、生活課題に密着した企画を立案しましょう。
- ・前例のないことでも積極的に企画し、実行しましょう。
- ・専門的な知識や能力をまちづくりに活かしましょう。

活動準備・調整実行

- ・途中段階でも情報を公開する場を持ち、常に情報や目的を共有しましょう
- ・自分の出来る範囲内で積極的に参加し、特技を活かしましょう。

評価・改善

- ・自分たちの取り組みについて客観性をもった評価を心がけましょう。
- ・改善点を見出し、次回につながるようにしましょう。

(2)行政の取り組み

行政は、協働を推進するための仕組みづくりを行なうとともに、職員一人ひとりが協働について深く学び、それぞれの担当部署が市民のパートナーとなれるよう事業に取り組んでいきます。

情報収集・発信

- ・地域全体にわたる情報の収集・集約をし、公共性を重視した信用のある情報を発信します。
- ・誰にでもわかりやすいように情報を発信します。
- ・各課の横の連携の強化を図り、確実に情報を共有します。

企画立案

- ・市民と課題を共有し、共に企画立案します。
- ・多くの市民のニーズがあること、かつ公平性が保たれていることを重 視し、市民の自由な活動が推進されるようサポートします。
- ・職員一人ひとりが、市民が本当に望んでいることか市民の目線で考え ます。
- ・行政の計画や事業にあたっては、市民の声をしっかりと把握します。

活動準備・調整実行

- ・途中段階でも情報を公開する場を持ち、常に情報や目的を共有するよう努めます。
- 市民が活動しやすいよう、必要があれば関係機関との調整を行ないます。

評価・改善

- ・公共性、公平性の高い事業であったか判断します。
- ・協働事業を推進する上で、結果を実績として集積し、分析することで 次回につなげていきます。

4 協働を推進するための具体的な施策

今後、協働を確実に推進していくために市では以下のようなことに取り組んでいきます。

(1)協働の相談窓口の設置

協働に関する相談や、調整を行う窓口を設置します。

(2)推進体制の整備

市民・行政の参画する協働推進組織をつくり、推進体制を整備します。

(3)市民活動の交流、活動拠点の整備

各団体が利用できる、交流、情報発信の拠点を整備します。

(4)市民活動の支援

協働につながる市民活動への支援のあり方を検討し、制度を整備します。

(5)情報共有の推進

インターネットなどを活用し、市や団体の情報を共有できる仕組みを作ります。

(6)出前講座の実施

市の行う業務、事業、各種制度等を解説する出前講座を実施します。

(7) 啓発活動

協働に関する知識、意識向上のための各種セミナー・研修を実施します。 広報紙、ホームページなどを通じた情報発信により協働への啓発に取り組みます。

桜井市協働推進指針は社会状況の変化などに応じて、随時見直 しを行い、更新をしていきます。

桜井市協働推進指針 平成 24 年 4 月 1 日

桜井市役所 市民協働課 協働推進係 〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

TEL:0744-42-9111

FAX: 0744-42-9140